

内閣参質一七四第四八号

平成二十二年四月二日

内閣総理大臣 嶋山由紀夫

参議院議長 江田五月殿

参議院議員脇雅史君提出内閣法制局と枝野国務大臣との法的な関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員勝雅史君提出内閣法制局と枝野国務大臣との法的な関係に関する質問に対する答弁書

枝野幸男国務大臣は、内閣総理大臣から内閣の法令解釈に関する事務の担当を命ぜられた内閣法（昭和二十二年法律第五号）第三条第二項に規定する大臣として、内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第一二百五十二号）第三条第三号に基づく内閣法制局の意見を踏まえ、内閣の法令解釈に関する事務を行うものである。

